

一斉メール通知サービス「連絡エクステンジ」サービス契約約款

(初版:2005年7月1日)

第1章 総則

第1条(約款の適用)

- 1 この約款は、ミテネインターネット株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する一斉メール通知サービス「連絡エクステンジ」(以下「連絡エクステンジサービス」といいます)の利用を目的とする契約に関し適用されます。
- 2 当社は、電気通信事業法の規定に基づきこの約款を定め、これにより連絡エクステンジサービスを提供します。
- 3 連絡エクステンジサービスの取り扱いに関しては、外国の法令、国内外の電気通信事業者等が定める契約約款により制限されることがあります。
- 4 この約款に記載の無い事項でインターネットサービスの提供上で必要な細目事項については、別途定めます。

第2条(約款の変更)

- 1 当社は、契約者の承諾なしに、一定の予告期間をもって当社のホームページや電子メールなどその他当社所定の方法にて契約者に通知することにより、この約款を変更することができるものとします。この場合、当該予告期間内に、第14条に基づく「連絡エクステンジ」サービス契約の解除通知が当社に対してなされないときは、改定された利用約款の実施の日からこの約款内容変更について契約者による承諾があったものとみなします。

第3条(用語の定義)

- 1 「一斉メール通知サービス「連絡エクステンジ」」とは (ア)契約者がインターネットを通じて送信してきた情報等を当社のサーバに保存、記録した上、(イ)当該情報等の閲覧希望者の電子メールアドレス宛てに当該著作物等を電子メールにて一斉同報的に送信し、(ウ)閲覧希望者が情報を選択・登録した情報を契約者に返信するサービスを言います。
- 2 「配信世帯数」とは、契約者に代わって当社が一斉同報的に送信する電子メールの宛先として登録されている世帯数をいいます。なお1世帯において登録可能な電子メールの宛先は2つまでとします。

第2章 サービス利用

第4条(契約の単位)

- 1 当社は、1つのお申し込み単位で1つのサービス契約を締結します。

第5条(申込方法)

- 1 連絡エクステンジサービス利用契約の申込方法は、当社が別に定める様式の申込書を当社にご提出頂きます。この申込書の必須記入項目について漏れなく記入の上、署名捺印のうえ当社に本書を提出頂きます。
- 2 サービス利用契約の申込に際しては、このサービス利用約款の全ての内容を確認頂きます。このサービス利用約款の内容の全部または一部について承諾いただけない場合には、サービス利用契約の申込およびサービスの利用をお断りいたします。
- 3 本条に基づき当社の提供するサービスの申込みをされる方(以下「申込者」といいます)は、申込の時点でこのサービス利用約款の内容を承諾しているものとみなします。

第6条(サービス利用契約の成立要件)

- 1 サービス利用契約は、次の各号に掲げるすべての事由を要件として成立するものとします。
 - (1) 第5条において定める申込書が当社に到達すること。
 - (2) 申込者が第30条において定める料金の全部を当社に支払うこと。
 - (3) 当社が申込者に対して申込承諾の通知を送付すること。

第7条(サービス利用契約の成立時期)

- 1 サービス利用契約は、当社が申込者に対して承諾の通知を送付した時に成立するものとします。
- 2 前項の承諾の通知は、申込者が指定した電子メールアドレスまたは住所に対して電子メールまたは郵便・宅急便等を発信または発送することにより、これを行ないます。
- 3 当社は、申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 4 当社は、前項の規定にかかわらず、申込のあった連絡エクステンジサービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕がない場合は、その承諾を延期することがあります。

第8条(サービス利用契約の承諾を行わない場合および承諾の取消)

- 1 当社は、次の各号に掲げる何れかの事由があるときは、サービス利用契約の申込に対して承諾を行わないことがあります。
 - (1) 申込者がこのサービス利用約款に違背して、当社のサービスを利用することが明らかに予想される場合。
 - (2) サービス利用契約の申込に際して、記載事項について虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあった場合。
 - (3) 申込者が実在しない場合。
 - (4) 申込者が当社に対して負担する債務の履行について、遅滞が生じている場合または過去に遅滞の生じたことがある場合。
 - (5) 申込者が申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人であって、自ら単独で有効かつ確定的に利用契約を締結する能力を欠き、法定代理人またはその他の同意権者の同意

または追認がない場合。

- (6) 過去に不正使用などによりサービス契約(その他当社が提供するサービス契約を含みます。)の解除または連絡エクステンジサービス(その他当社が提供するサービスを含みます。)の利用を停止されていることが判明した場合。
- (7) 前各号において定める場合のほか、当社が技術上または当社の業務の遂行上、支障があると判断する場合

- 2 前項の場合には、当社は承諾を行わない旨を申込者に通知いたしません。
- 3 当社は承諾後であっても承諾した申込者が第1項のいずれかに該当することが判明した場合は、その承諾を取り消すことがあります。この場合においては、本項により当社が承諾の取消をするまでの間に、申込者が当社を利用したことによる利用料その他の債務は、当該申込者の負担とし、当該申込者は本利用契約に基づき当該債務を負担し、当社はその受領した金員を返還しないものとします。

第9条(契約事項の変更等)

- 1 契約者は、その社名(商号)、氏名、住所または連絡先等当社に届け出ている内容に変更があった場合は、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出るものとします。この場合、当社は、その変更があった事実を証明する書類を提示して頂く場合があります。
- 2 契約者は、契約内容の変更を希望する場合には、当社所定の書面により、当社に申し込むものとします。
- 3 当社は、前項の申込があった場合は、第5条の規定に準じて取り扱います。
- 4 当社は、前項の規定により申込を承諾した場合は、申込を承諾した月の翌月の初日からの連絡エクステンジサービスの利用について承諾した事項を適用します。
- 5 当社は、第1項のお届け出が当社に到着し、かつ、当社がご変更の事実を確認するまでは、ご変更の無いものとしてサービスをご提供いたします。当社は、このことによって契約者等に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第10条(最低利用期間)

- 1 連絡エクステンジサービス契約には、最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、連絡エクステンジサービスの提供を開始した日の翌日から起算して1年間とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内に連絡エクステンジサービス契約の解除等があった場合は、残余の期間に対応する平均月額費用を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

第11条(権利の譲渡等)

- 1 契約者は、連絡エクステンジサービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡、売買、名義変更、質権その他担保に供する等の行為をすることができません。

第12条(契約者の地位の承継)

- 1 相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて承継の日から30日以内に当社に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した場合も同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

第13条(当社が行う契約の解除)

- 1 当社は、第17条の規定により連絡エクスチェンジサービスの利用停止を受けた契約者が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、当社所定の方法により通知することにより、その連絡エクスチェンジサービス契約を解除することができるものとします。
- 2 前項において定める場合のほか、当社が業務を行なううえで重大な支障があると判断した場合またはそのおそれがあると判断した場合には、当社所定の方法により通知することにより、その連絡エクスチェンジサービス契約を解除することができるものとします。
- 3 前各項の規定により連絡エクスチェンジサービス契約が解除された場合、契約者は、連絡エクスチェンジサービスの利用に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払うものとします。
- 4 当社は、本条において定める解除を行なった場合であっても、そのご契約者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第14条(契約者が行う契約の解除)

- 1 契約者は、連絡エクスチェンジサービス契約を解除しようとするときは、当社所定の書面により、連絡エクスチェンジサービス契約の解除を希望する日の30日前までに、当社に通知していただきます。
- 2 前項の場合において、連絡エクスチェンジサービス契約の解除までに発生した契約者の一切の債務は、連絡エクスチェンジサービス契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまでは消滅しません。
- 3 契約者は、本条において定める契約の解除を行なった場合、既に当社に支払った金員の返還を受けることは一切できません。

第15条(サービスの廃止)

- 1 当社は、業務上の都合により必要があるときは、契約者に対して現に提供しているサービスの全部または一部を廃止することがあります。
- 2 当社は、前項において定めるサービスの廃止を行なう場合には、自らが適当と判断する方法で、その1ヶ月前までにその旨を契約者に対し電子メールにて通知または当社が公開しているホームページ上で

告知いたします。

- 3 当社は、本条第1項において定めるサービスの廃止により契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第16条(利用中止)

- 1 当社は、次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、契約者による連絡エクスチェンジサービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 第21条第2項に基づく連絡エクスチェンジサービスのメンテナンスを行う場合
 - (2) 当社が契約している電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合
- 2 当社は、前項の規定により連絡エクスチェンジサービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第17条(利用停止)

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、当該契約者による連絡エクスチェンジサービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 連絡エクスチェンジサービス契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 支払期日を経過してもなお料金等を支払わない場合
 - (3) 破産または再生手続開始の申立があった場合
 - (4) 第23条の規定(契約者の義務)に違反した場合
 - (5) 前各号の他この約款上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合
- 2 当社は、前項の規定により連絡エクスチェンジサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間または停止を解除する条件を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合や契約者に通知が不能の場合には、この限りではありません。

第3章 サービスの内容等

第18条(連絡エクスチェンジサービス)

- 1 連絡エクスチェンジサービスは、次の各号に掲げるサービスの全部または一部を契約者に提供いたします。
 - (1) メール配信先の氏名や電話番号、メールアドレスを登録するための登録者管理機能
 - (2) 登録者に対して通知内容をメールにて一斉配信する機能
 - (3) メールを一斉配信した登録者からの返答を一覧として確認することが出来る機能
 - (4) その他、サービスに関し当社が定める事項の設定・閲覧等。
- 2 連絡エクスチェンジサービスを用いる電子メールの作成、送信等は、契約者の費用と責任において行われるものとします。
- 3 連絡エクスチェンジサービスは、連絡エクスチェンジサービスのサーバに格納された電子メールアドレス

スに宛てて送信するものであり、送信された電子メールが到達することを保証するものではありません。

第19条(連絡エクスチェンジサービスの変更、追加または廃止)

- 1 当社は、連絡エクスチェンジサービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができるものとします。この場合、第2条(約款の変更)の規定も準用するものとします。
- 2 当社は、前項による連絡エクスチェンジサービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負わないものとします。

第20条(オプションサービス)

- 1 契約者は、オプションサービスの設定を希望する場合は、オプションサービスの種類その他オプションサービスを特定するための事項について当社所定の方法により申し込むものとします。
- 2 前項のオプションサービスの設定の希望があった場合、当社は、第5条(申込方法)の規定に準じて取り扱います。
- 3 契約者は、オプションサービスの追加または削除を希望する場合には、当社所定の書面により、当社に申し込むものとします。
- 4 当社は、前項の申込があった場合は、第9条(契約事項の変更等)の規定に準じて取り扱います。

第21条(営業時間等)

- 1 連絡エクスチェンジサービスを利用できる時間は、1日24時間、1週7日とします。
- 2 当社は、連絡エクスチェンジサービスを正常に稼働させるために、連絡エクスチェンジサービスを提供するために必要な通信機器やサーバ等のメンテナンスを不定期に実施します。この場合は一時的に利用中止する場合があります。
- 3 当社は前項のメンテナンスを実施する場合には、第16条(利用中止)の規定に準じて取り扱います。

第4章 利用上の注意

第22条(端末等)

- 1 契約者は、自己の費用と責任で端末を、第一種電気通信事業者等の電気通信サービス等を経由して連絡エクスチェンジサービスを利用するものとします。
- 2 契約者は、連絡エクスチェンジサービスの提供に支障を与えないために、前項の端末を正常に稼働するように維持するものとします。

第23条(契約者の義務)

- 1 契約者は、連絡エクスチェンジサービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。
 - (1) 有害なコンピュータプログラム等を送信する行為。

- (2) 他の契約者のシステム利用者用IDを不正に使用する行為。
 - (3) 他の契約者や当社または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為。
 - (4) 他の契約者や当社もしくは第三者を誹謗中傷または名誉もしくは信用を傷つけるような行為。
 - (5) 他の契約者もしくは第三者の財産またはプライバシー等を侵害する行為。
 - (6) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
 - (7) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為。
 - (8) 他の契約者もしくは第三者から事前に許諾を得ることなく当該第三者の電子メールアドレスを当社指定のサーバに保存、登録する行為、またはその恐れのある行為。
 - (9) 他の契約者もしくは第三者に対し無断で広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信する行為、または他の契約者もしくは第三者が嫌悪感を抱くメール(嫌がらせメール)を送信する行為、または出会いに関する情報を配信する行為。
 - (10) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待または若年者にとって不適当な内容の画像、文書等を送信または掲載する行為。
 - (11) 契約者もしくは第三者の設備等または連絡エクスチェンジサービスの利用または運営に支障を与える行為。
 - (12) 迷惑メール(スパムメール)を送信する行為。
 - (13) 選挙運動またはこれに類似する行為。
 - (14) 事実に反する情報や意味のない情報を書き込む行為。
 - (15) 性的、民族的、人種的その他の差別を助長するような情報を送信する行為。
 - (16) 当社に対して虚偽の申告、届出を行なう行為。
 - (17) 当社の運営を妨げ、または当社の信頼を毀損する行為。
 - (18) その他法令に違反または公序良俗に反する行為。
 - (19) その他連絡エクスチェンジサービスの運営を妨げるような行為。
 - (20) その他前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為。
 - (21) その他当社が不適切と判断する行為またはこれに類する行為。
- 2 契約者は、当社の承諾なく連絡エクスチェンジサービスを用いて第三者からのメール配信を請負または受任してはなりません。
 - 3 契約者は、連絡エクスチェンジサービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一連絡エクスチェンジサービスの利用に関連し他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者または第三者から何らの請求がなされまたは訴訟が提起された場合、契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。
 - 4 契約者は、当社の提供するサービスを利用する際は、事前に当社により定められた個々のサービスに関する所定の手続きを経るものとします。
 - 5 契約者が前項に記載する禁止行為をした場合には、当社は契約者に対して警告を行う場合や、その提供するサイトに契約者の禁止行為を公開する場合があります、契約者はこれを了承します。

第24条(管理者用ID及びパスワードの管理)

- 1 当社は、連絡エクスチェンジサービス契約成立後速やかに、当社所定の書面にて管理者用ID及びパスワードを、契約者に交付します。
- 2 契約者は、当社が別途定める場合を除き、管理者用ID及びパスワードを、善良な管理者の注意義務をもって管理し、第三者に使用させ、または、売買、譲渡もしくは貸与等してはならないものとします。
- 3 管理者用ID及びパスワードの管理および使用は契約者の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等について、当社は一切その責を負わないものとします。
- 4 契約者の管理者用ID及びパスワードを用いて連絡エクスチェンジサービスが利用されたときには、その契約者自身の利用とみなされるものとし、当該契約者は、その利用に係る料金等を負担するものとします。
- 5 契約者は管理者用ID及びパスワードを失念した場合は、直ちに当社に届け出ることとし、当社の指示に従うものとします。

第5章 保守および運用等

第25条(当社の維持責任)

- 1 当社は、連絡エクスチェンジサービスを利用することができなくなったときは、その旨を契約者に通知するものとします。
- 2 当社は、当社の設置した連絡エクスチェンジサービスに障害が生じまたは連絡エクスチェンジサービスが滅失したことを知ったときは、速やかにその連絡エクスチェンジサービスを修理または復旧します。

第26条(利用の制限)

- 1 当社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置をとることがあります。
- 2 当社は、次の何れかに該当する場合、自らの判断によりサービス提供の全部または一部を中断または中止することができるものとします。
 - (1) 火災、地震、洪水等の天災、戦争、動乱、騒乱等の事変、停電、労働争議、その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合。
 - (2) 当社のサービスに関連する当社指定のサーバその他当社が運用もしくは管理する設備の保守を定期的にまたは緊急に行う場合。
 - (3) 当社のサービスに関連する当社指定のサーバその他当社が運用または管理する設備、ソフトウェア等の異常、故障、障害その他本サービスを提供できない事由が生じた場合。
- 2 当社は、前項の規定によりサービスの提供を中断または中止する場合、自らが適当と判断する方法で、

事前に契約者に対してその旨を電子メールにて通知または当社が公開しているホームページ上で告知するものとします。但し、緊急の場合、当社がかかる通知または告知を行うことなく、サービスの提供を中断または中止することができるものとします。

- 3 当社は、サービス提供の中断または中止によって生じた契約者及び第三者の損害につき、一切責任を負わないものとします。

第27条(データの削除等)

- 1 当社は、次の各号の何れかに該当すると当社が判断する場合、当社指定のサーバに保存、登録されている電子メール、電子メールアドレスその他の各種データの全部または一部を当該サーバから削除或いは消去することができるものとし、契約者はこれを了承します。
 - (1) 契約者が利用約款に違反した場合。
 - (2) 当社または第三者の権利、財産、プライバシー等を保護する必要がある場合。
 - (3) 契約者と第三者との紛争、または第三者から当社に対する苦情、問い合わせ等が為されたことにより当社が迷惑または損害を被る、或いはその恐れがある場合。
 - (4) 契約者と当社の利用契約が終了(その終了原因の如何を問わない。)した場合。
- 2 当社は、当社指定のサーバに保存、登録されている電子メール、電子メールアドレスその他の各種データの量が当社の設定の記憶容量を超える場合、当該データのうち古いものから順番に当該サーバから削除または消去できるものとし、契約者はこれを了承します。

第28条(免責)

- 1 当社は、契約者が当社指定のサーバに保存、登録している電子メールが、契約者が指定する電子メールアドレス宛に到達することを保証しないものとします。
- 2 当社のサービスに関連して、契約者が第三者に損害を与えた場合、または契約者と第三者間で紛争が生じた場合、当社はこの約款で明示的に定める以外に、契約者及び第三者に対して一切責任を負わないものとします。
- 3 当社は、次のいずれかが発生した場合でも、契約者及び第三者に対して一切責任を負わないものとします。
 - (1) サービスの変更、中断、中止もしくは廃止。
 - (2) 天災、事変その他の不可抗力により、連絡エクステンジサービス等を提供できなかったとき。
 - (3) 当社のサービスにより送信される電子メールの延着、未達、流失、消失、改ざん、文字化け等。
 - (4) 当社指定のサーバに登録・蓄積された電子メール、電子メールアドレスその他の各種データの消失、流出、改ざん、文字化け等。
 - (5) 当社のサービスより契約者の情報が漏洩した場合。
 - (6) その他当社のサービスに関連して契約者及び第三者に発生した一切の損害。
- 4 当社は、契約者から受領した金員を一切払い戻す義務を負わないものとします。
- 5 当社は、契約者が当社のサービスに関連して利用する設備、端末、ソフトウェア等のサポートおよびこ

れらに対応して当社指定のサーバその他当社が運用または管理する設備、端末、ソフトウェア等を設定し或いは改変を行う義務を負わないものとします。

- 6 当社は、契約者又は第三者からの苦情、問い合わせ等に対応し、或いは、かかる苦情、問い合わせ等を契約者が指定する者に取り次ぐ等、契約者及び第三者に対して直接対応する義務を負わないものとします。

第29条(損害賠償の制限)

- 1 当社は本利用約款に明示的に定める以外に契約者および第三者に対して一切責任を負わないものとしますが、万が一責任を負う場合であっても、当社は、本契約に基づく契約者による連絡エクスチェンジサービス等の利用に関連して、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除くいかなる場合も、損害賠償の範囲は、当該契約者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は、当該損害が生じた日が属する月に当社が当該契約者から受領すべき料金にこれに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。

第6章 料金等

第30条(料金等)

- 1 料金等には次の各号のものがあり、その具体的な額は、別紙の料金表によるものとします。
 - (1) 初期費用
 - (2) 一時費用
 - (3) 月額費用
- 2 当社は契約者と予め協議の上、試用期間を設ける場合があります。その試用期間における料金は原則発生しないものとします。また、デモ利用期間については、別途協議の上決定するものとします。
- 3 当社は料金の価格を変更することがあり、契約者はこれに了承します。

第31条(月額費用の計算方法)

- 1 当社は、連絡エクスチェンジサービスの月額料金について、暦月の初日から当該暦月の末日までの間(以下「料金月」といいます。)に従って計算します。
- 2 当社は、暦月の初日以外の日連絡エクスチェンジサービス契約の申込を承諾し、または、暦月の末日以外の日連絡エクスチェンジサービス契約を終了しても、月額費用の日割計算は行いません。
- 3 契約者は、第16条に基づく利用中止または第17条に基づく利用停止があった場合でも、その期間中に係る月額費用の支払を要します。

第32条(料金等の支払方法)

- 1 当社は、連絡エクスチェンジサービス契約及びオプションサービスの申込を承諾した場合、速やかに初期費用およびこれに対応する消費税等相当額を、当社所定の請求書を送付することにより契約者に

請求するものとし、契約者は、当該請求書の日付から30日以内に、当該請求書所定の料金額を、当社が指定する銀行口座に振り込む方法により当社に支払うものとし、

- 2 当社は、各料金月に係る月額費用およびこれに対応する消費税等相当額を、当該料金月の翌月末日までに、月額費用およびこれに対応する消費税等相当額を、当社所定の請求書を送付することにより契約者に請求するものとし、契約者は、当該請求書の日付の翌月末日までに、当該請求書所定の料金額を、当社が指定する銀行口座に振り込む方法により当社に支払うものとし、
- 3 前2項における口座振込に要する銀行手数料およびこれに対応する消費税等相当額は、契約者の負担とします。
- 4 当社は、特定の契約者については、前全項の支払方法と異なる支払方法を定める場合があります。

第33条(延滞利息)

- 1 契約者は、連絡エクステンジサービスの料金(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお当社に対して支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払っていただきます。
- 2 当社は、前項の計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。

第34条(サービス利用不能の際の料金のご返金)

- 1 当社は、利用契約に基づくサービスを提供すべき場合において当社の責に帰すべき事由により利用が全く出来ない状態が生じ、且つそのことを当社が認知した時点から起算して24時間以上サービスが利用出来なかったときは、契約者の請求に基づき、その利用が全く出来ない状態であることを当社が知った時からサービスが再び利用出来ることを当社が確認した時までの時間を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます)に1ヶ月に相当するサービス費用の30分の1を乗じて算出した額を返却します。ただし、契約者は当該請求をなしえることとなった日から4週間以内に当該請求をしなかった時はその権利を失うものとし、また、当該請求が1万円未満の場合は、利用不能の時間と同等の契約期間の延長をもって費用の返却にかえさせていただきます。

第7章 雑則

第35条(準拠法)

- 1 この約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとし、

第36条(紛争)

- 1 利用契約について紛争が生じたときは、各当事者は相互の協力の精神に基づき誠実に解決のための努力をするものとし、
- 2 契約者と当社との間における一切の訴訟については、福井地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第37条(当社業務譲渡)

- 1 当社の事業提携会社への営業権・事業権の売却・譲渡等による契約者と当社の契約関係の引継ぎ等は、契約者に対する通知のみによって変更可能とします。

第38条(業務委託)

- 1 当社は、本サービスの業務の全部又は一部を、当社の責任において第三者に委託することができます。この場合、当社は当該第三者と守秘義務契約を締結の上、契約者情報を開示することができるものとします。
- 2 当社は、本サービスの営業業務における協業契約先である、三谷商事株式会社及び福井システムズ株式会社との間で、守秘義務契約を締結の上契約者の情報に関する情報を開示・共有できるものとします。

附 則

この約款は、平成17年7月1日から実施します。